

専決処分の報告について

1 報告件名

区立住宅明渡等請求訴訟の提起

2 事件の概要

被告らは長期にわたり使用料等を滞納したまま、区立住宅を使用していた。そこで区は、被告に対する使用許可を取り消した上で、滞納使用料等の支払いを求め、また、被告らに対して区立住宅の明渡し及び使用料等相当損害金の支払を求めて、提訴した。

3 専決処分年月日

令和2年6月25日

4 専決処分の内容

- (1) 被告ら
居住者2名（同一世帯）
- (2) 明渡等対象建物
東京都板橋区立中丸町住宅
- (3) 滞納使用料等及び使用料等相当損害金の額
2,130,200円
- (4) 建物の面積
73.28㎡

5 訴訟までの経緯

令和2年2月まで	滞納に対する度重なる督促
令和2年3月	滞納長期化により、使用許可取消予告書を送付
令和2年4月	使用許可取消書と住宅明渡請求書を送付
令和2年6月	専決処分
令和2年7月	提訴